

命を守る 住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



長崎県内全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから
10年以上が経過しています。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

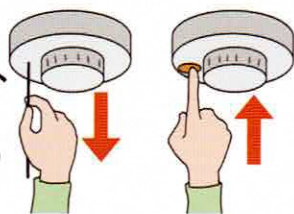
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

住宅用火災警報器（煙式）を設置しましょう！

☆☆ 子ども部屋などでも、就寝に使用するすべての寝室へ設置 ☆☆
☆☆ 寝室がある階の階段へ設置 ☆☆

長崎県

長崎県消防長会（長崎県内10消防本部）

長崎市消防局／佐世保市消防局／県央地域広域市町村圏組合消防本部／島原地域広域市町村
圏組合消防本部／平戸市消防本部／松浦市消防本部／五島市消防本部／新上五島町消防本部
／壱岐市消防本部／対馬市消防本部 （お問い合わせは最寄りの消防機関へ）

【後援】

FDMA 消防庁
住民の安全に
Fire and Disaster Management Agency

お問合せ先 佐世保市消防局
予防課広報係：0956-23-2539

中央消防署：0956-24-7621
東消防署：0956-38-2519
西消防署：0956-47-2076

